

「被災地応援ツアー」参加資格証明書の一覧 (東京都在住、在勤、在学の証明)

令和7年4月版

「被災地応援ツアー」参加申込に当たっては、下記書類のうちいずれかが必要となります。

※いずれも有効期限が切れているものは不可。

※下記記載の書類のうちいずれかについて、ご参加者全員分の書類をご提示ください。

【在住の証明書】		
可	運転免許証	転居の場合は住所記載のある裏面のコピーも必要です。 ※運転経歴証明書は平成24年（2012年）4月1日以降に発行されたもののみ有効
可	マイナンバーカード（表面）	※裏面は絶対に提出しないでください。
可	国民健康保険被保険者証 国民健康保険資格確認書 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療資格確認書	被保険者証は有効期限内かつ、令和7年(2025年)12月1日まで有効 資格確認書（住所印字と公印があるもの）は有効 ※資格情報のお知らせ、資格情報通知書等は利用不可 国民健康保険資格確認書のイメージ等は下記サイトでご覧いただけます。 厚生労働省 資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法） 後期高齢者医療資格確認書のイメージ等は下記サイトでご覧いただけます。 東京都後期高齢者医療広域連合 資格確認書
可	国民健康保険高齢受給者証	※発行元が行政のもの。
可	介護保険被保険者証	
可	小児医療証	※記載の保護者も在住証明として使用可能です。
可	在留カード	法務大臣発行、外国人永住等証明書
可	住民票	※旅行申込日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※マイナンバー（個人番号）の記載があるものは利用不可。
可	住民基本台帳カード	※発行から10年以内かつ、有効期限内のもの。最長令和7年12月まで

※以下の書類は在住の証明にはなりません

不可	社会保険証（本人） 社会保険証（家族） 社会保険資格確認書	在住の住所の記載がないため、都内在住の証明ができません。
不可	健康保険高齢受給者証	※発行元が民間のもの。
不可	（マイナンバー）通知カード	※「マイナンバー記載面」のコピーは違法です。 絶対にコピーしないでください（参加者から受取ることも不可）。
不可	学生証 在学証明書	都内在住の証明ができません。在学の証明として使うことは出来ます。
不可	パスポート	国籍確認書類であり、現住所を確認できません。
不可	資格情報のお知らせ 資格情報通知書	住所記載及び公印がなく、変更時返還義務が無い為利用できません。

「被災地応援ツアー」参加資格証明書の一覧 (東京都在住、在勤、在学の証明)

令和7年4月版

「被災地応援ツアー」参加申込に当たっては、下記書類のうちいずれかが必要となります。

※いずれも有効期限が切れているものは不可。

※下記記載の書類のうちいずれかについて、ご参加者全員分の書類をご提示ください。

【在勤の証明書】		
可	社員証	都内勤務先住所の記載があること。 ※勤務先の住所記載がない場合、勤務先住所記載のある「名刺」を要添付
可	社会保険証（本人） + 本人名刺	社会保険証は有効期限内かつ、令和7年(2025年)12月1日まで有効 勤務先住所を確認できる名刺を要添付
可	社会保険証（本人） + 在勤証明書	社会保険証は有効期限内かつ、令和7年(2025年)12月1日まで有効 在勤証明書は会社名・会社代表者（印）・在勤先住所・対象者氏名・発行日の記載のあるもの。 ※旅行申込日から起算して3か月以内に会社が発行したもの。任意様式で在勤証明書は会社名・会社代表者（印）・在勤先住所・対象者氏名・発行日の記載のあるもの。
可	在勤証明書 + 登記事項証明書	※旅行申込日から起算して3か月以内に会社が発行したもの。任意様式で可
可	法人番号記載済み 在勤証明書	会社名・ 法人番号 ・会社代表者（印）・在勤先住所・対象者氏名・発行日の記載のあるもの。 ※旅行申込日から起算して3か月以内に会社が発行したもの。任意様式で可

※以下の書類は在勤の証明にはなりません

不可	社会保険証（本人）のみ	※保険組合住所や事業者本社住所の記載のみでは勤務先住所が確認できないため不可。上記のとおり、本人名刺または在勤証明書（原本）を添えていれば可。
不可	社会保険証（家族）	都内在勤の証明ができません。
不可	社会保険資格確認書	勤務先事業所名が無いものは社会保険証の代替にはなりません。

【在学の証明書】		
可	学生証	証明書に都内在学先住所の記載があること。 在学先の住所記載がない場合、在学先住所が確認できる書類添付が必要
可	在学証明書	学校名・学校長（印）・在学先住所・対象者氏名・発行日のあるもの。 ※旅行申込日から起算して3か月以内に発行されたもの。